

東北連合町内会則

昭和48年3月1日 制定実施

令和6年度改正版

東北連合町内会

第一章 名称と事務所

第1条 本会は東北連合町内会（以下「本会」という。）と称す。

第2条 本会の事務所を東北・東地区会館（札幌市中央区大通東6丁目12）内におく。

第二章 組織及び目的

第3条 本会は札幌市中央区東北地区内の単位町内会をもって組織する。

第4条 本会は東北地区住民の総意を代表する機関であつて、単位町内会及びこの地区に含まれる各種団体との緊密な連携と協調のもと、地区の発展と住民の社会的生活と福祉の向上を図ることを目的とする。

第三章 事業

第5条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地区住民の福祉・安心・安全に関する事業の推進に関すること。
- (2) 行政機関その他公共機関との連絡調整に関すること
- (3) 各種団体との連絡調整に関すること
- (4) 単位町内会の支援及び連携に関すること
- (5) その他本会の目的遂行に必要な事業に関すること

第四章 機構

第6条 本会を運営するために、次の事業部門を設けその担当範囲を下記のとおり定める。

- (1) 総務部

庶務、事業計画、決算、予算の編成及び他の部に属さない事業並びに他部との連絡調整に関すること。

(2) 福祉部

地区住民の福祉に関する事業の推進及び、東北地区社会福祉協議会（福まち推進センター）等の活動に関すること。

(3) 青少年部

地区の青少年育成に関する事業の推進及び各種の活動に関すること。

(4) 交通部

地区の交通安全に関する事業の推進及び各種の活動に関すること。

(5) 環境部

地区の環境美化に関する事業の推進及び各種の活動に関すること。

(6) 女性友の会

女性に係る各種連町事業の推進及び男女共同参画事業等の活動に関すること。

(7) 文化広報部

地域住民の伝統文化（正月・お祭り・お盆等の四季行事を含む）、芸術、芸能等に関する事業の推進及び関係団体の活動並びに広報に関すること。

(8) 防災防犯部

地区の防災防犯に関する事業の推進及び各種の活動に関すること。

第五章 役員とその任務

第7条 本会に次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
部 長	第6条に定める部ごとに1名
会 計	1 名

監 事

2名

第8条 役員の仕事

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が会議等に出席できない時は会長の職を代行する。
- (3) 理事は会務を分担し、その執行にあたる。
- (4) 各部長は担当部門の運営にあたる。また、各部は必要に応じ副部長を選任し、部長が役員会または行事等に出席できないときは代理出席させるものとする。
- (5) 会計は本会の会計事務を担当する。
- (6) 監事は本会の会計を監査し総会に報告する。

第六章 役員を選出と任期

第9条 役員のうち理事については、単位町内会長は全て理事となる。単位町内会長以外の理事及び監事については、役員会において地区内会員の中より選出する。また、下記役職（以下「四役」という。）については、理事の互選により選出する。

会 長	1名
副 会 長	若干名
総務部長	1名
会 計	1名

- 2 部長（総務部長を除く。）は、理事または関係団体の推薦者より会長が委嘱する。
- 3 本条により選出された役員は、総会の承認を得なければならない。
- 4 理事を補充する必要があるときは、役員会において選出し、総会に報告するものとする。

第10条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠によって就任した

役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員定年は80歳とし、任期中に定年を迎える役員については、定年に達した日の属する任期の満了をもって退任する。但し、東北連合町内会を形成する単位町内会の会長の職にあるもの又は役員会において必要と認める者はこの限りではない。

第11条 本会に顧問または相談役をおくことができる。顧問または相談役は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 顧問または相談役は会議に出席して意見を述べることはできるが議決権を持たない。

第七章 代議員

第12条 本会は運営上の必要により、役員以外の一般会員より代議員を選出する。代議員は総会に出席し、議決権を行使する。

- 2 代議員は単位町内会ごとに、その世帯数に応じて下記の割合により選出する。

150世帯未満 3名

150世帯以上 4名

第八章 会議

第13条 本会の会議は総会（臨時総会を含む）、役員会、四役会及び町内会長会とする。

- 2 総会は役員及び代議員をもって構成する。町内会長会は町内会長の他、四役をもって構成し、審議に必要な役員の出席を求めることができる。
- 3 定時総会は毎年1回年度終了後60日以内に招集し、年度内の事業及び収支決算を報告し、併せて次年度の事業計画案及び予算案並びにその他重要案件を審議する。
- 4 総会は構成員の過半数（委任状提出者を含む。）の出席をもって成立し、議事は

出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の裁決による。

- 5 総会は会長が招集する。招集は審議すべき事項を明記した書状を持って期日前7日までに出席者に通知する。
- 6 役員会、四役会、または50名以上の一般会員が審議すべき事項を示し、臨時総会の開催を請求したときは、会長は請求のあった日より15日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 7 役員会、四役会及び町内会長会は必要に応じ随時開催することができ、会長が招集する。
- 8 災害、感染症の流行等やむを得ない事情により役員及び代議員が出席して総会を開催することが著しく困難であるか又は適当でないと会長が認める場合は、あらかじめ役員会の承認を得て、書面をもって総会を開催することができる。
- 9 前項の規定により書面をもって総会を開催する場合は、第4項の規定を準用する。この場合においては、書面表決書の提出を出席とみなし、可否同数の場合の議長裁決権の行使は会長が行う。

第九章 事業計画及び予算

- 第14条 各部は担当部門の年度内の事業及び決算報告並びに次年度の事業計画と予算案を編成し、毎年度末に四役会に提出してその査定を受けなければならない。
- 2 四役会は毎年度末に各部より提出される事業計画案及び予算案にもとづき、本会の次年度の事業計画案及び予算案を編成し、毎年度終了後20日以内に役員会に提出する。
 - 3 役員会は四役会より提出された事業計画案及び予算案を審議する。

第14条の2 前条の規定により作成した事業計画案及び予算案が年度開始後の総会において審議される場合は、これらの案が議決されるまでの間、会長は、あらか

じめ役員会の承認を得て、前年度の事業計画及び予算を基準として事業の実施及び予算の執行をすることができる。

第十章 経費及び会計年度

第15条 本会の経費は札幌市、札幌市社会福祉協議会等の助成金、単位町内会からの分担金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会会則に規定のない事項については、役員会において審議して処理し、総会に報告する。

第18条 本会会則を改正し、あるいは変更するときは総会の決議を必要とする。

第十一章 個人情報保護の取扱い

第19条 本会が町内会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「東北連合町内会個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

2 「東北連合町内会個人情報取扱規程」は、役員会で定めるものとする。

第十二章 東北会館等

第20条 本会は活動の場として、一般財団法人東北会館管理会（以下「管理会」という。）が所有及び管理する東北会館並びに東北・東地区会館運営委員会が運営する東北・東地区会館を使用する。

第21条 本会は、管理会の東北会館設置の目的に賛同し、目的達成のための事業に協力する。

第22条 東北会館に維持管理上必要が生じた場合は、本会は支援内容について役員会で協議し、総会の承認を得て、管理会に適正金額を支援する。

附 則

昭和52年	5月	一部改正
昭和58年	5月	一部改正
平成2年	5月	一部改正
平成10年	5月	一部改正
平成11年	5月	一部改正
平成18年	5月	一部改正
平成22年	5月	一部改正
平成24年	5月	一部改正
平成26年	5月	一部改正
平成30年	5月	一部改正
令和元年	5月	一部改正
令和3年	5月	一部改正
令和4年	5月	一部改正
令和6年	5月	一部改正

附 則

- 1 この規約は、令和6年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和6年度事業計画及び予算における改正後の第14条の2の規定の適用については、この規約の改正並びに同年度の事業計画及び予算の議決をもって役員会の事前の承認があったものとみなす。